

NEWS RELEASE

No.20-14

2020年11月20日
(公財)損害保険事業総合研究所

11月25日発刊「損害保険研究」第82巻第3号のご案内

損保総研は、機関誌「損害保険研究」第82巻第3号を11月25日に発刊いたします。同誌の発刊は、5月、8月、11月、2月の年4回です。

今号には、損害保険会社等の社員の金融リテラシーの現状と最近の変化について分析した論稿、ドイツにおける事業者間契約に対する約款規制に関する議論を紹介する論稿、アメリカにおけるD&O保険の和解への影響に関する研究を紹介する論稿、保険会社のガバナンスと企業開示改革についての講演録、コロナ禍におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展の中での保険事業の課題についての講演録を掲載しています。

いずれも、研究者・実務家の双方に有益な示唆を含んでいると考えられます。

今号に収録されている論稿の概要は、以下のとおりです。

<研究論文>

損害保険会社の社員の金融リテラシーと金融教育の課題— 2018年と2019年の調査結果を中心に—

神戸大学経済経営研究所教授 家森信善氏
名古屋経済大学准教授 橋本理博氏

一般消費者の金融リテラシーの向上は重要な政策課題となっているが、損害保険会社や損保代理店の社員の金融リテラシーに関する調査はほとんど行われていない。2018年の家森論文は、2015年から2017年にかけて損害保険事業総合研究所の本科講座の受講生に対して実施したアンケート調査の結果に基づいて、損害保険会社等の社員の金融知識の水準などについての実態を明らかにした。本稿は、2018年と2019年の受講生約1,500人に対して実施したアンケート調査の結果をもとにして、損害保険会社等の社員の金融リテラシーなどの現状と最近の変化について分析した。その結果によると、損保社員の約4割が自己の金融知識の水準を「平均的」と考える一方、「詳しい」は2割、「劣る」が約4割であり、2015-17年と比較すると、自己評価には改善がみられた。また、学校で金融を学んだかを尋ねたところ、4割弱の人が学んだことがないと回答しており、他方で現在の業務で金融知識が必要だと回答は約9割であったことから、社員向けの金融教育の必要性がうかがわれた。

<研究論文>

約款規制の事業者間契約における意義— ドイツにおける議論の変遷と現状 —

大阪経済法科大学准教授 石上敬子氏

本稿は、「約款規制の事業者間契約における意義」について、ドイツの約款規制規定(旧AGBG、BGB 第305条以下)をめぐる法状況から日本法へ示唆を得るための序論的研究である。まず、ドイツの規定を日本の定型約款規定(特に民法新548条の2)と対比させつつ確認し、続いて、規制の展開に対する議論の変遷を概観して現状を明らかにした。

全体としてみると、判例では長年にわたり、積極的かつ厳格な約款規制が展開されてきており、これに対する批判が実務からも学説からも高まり、とりわけ改正論が社会的にも注目を集めるようになっている。

現行法に対する批判は、①「普通取引約款」(BGB 第305条)の定義につき、「商議[Aushandeln]」、つまり具体的な交渉がなされた場合を除外するという要件を緩和して規制を免れうる範囲を広げるこ

と、②不当条項規制の判断基準(BGB 第307条、第310条第1項)につき、事業者間契約の特質を考慮した、消費者契約とは異なる基準とすべきこと(とりわけ不当条項リストを基準として及ぼすべきでないこと)、に向かっている。特に、判例の硬直性のゆえに、立法論であれ解釈論であれ、少なくとも現在の判例よりゆるやかな判断を可能にする枠組を示すことが急務とされる。本稿では具体的な改正提案もいくつか紹介した上で、続く検討課題を示したい。

<研究ノート>

アメリカにおけるD&O保険の和解への影響

タイ国弁護士(Chandler MHM 法律事務所)ウドムスワンナクン プームパット氏

近年、取締役の違法行為の抑止効果がD&O保険によって減殺される問題やD&O保険の約款条項の解釈論などについて議論がなされている。本稿は今まであまり検討されてこなかった問題であるD&O保険の和解への影響に焦点を当てて検討する。

本稿はアメリカにおけるD&O保険の和解への影響に関する理論的・実証的な研究を考察する。アメリカにおける議論を検討した結果、次の点を指摘できる。D&O保険が訴訟当事者の和解の選択、和解のタイミング、和解額に影響しうる。場合によっては、D&O保険が違法行為抑止効果減殺問題の観点から望ましくない和解をもたらすことがある。しかし、様々な制約により、保険会社は望ましくない和解に抵抗できない可能性がある。アメリカの学説では、この問題を解決するために、和解内容の開示及びEntity Coverageのコインシュランスをより高く設定することが提案されている。

<講演録>

保険会社のガバナンス、開示改革のあり方

日本格付研究所審議役 水口啓子氏

長年にわたる企業の信用力評価業務の経験に加えて、ガバナンス、リスク情報を含む企業開示の充実に向けた制度改正の議論に関わってきた講師が、海外事例も踏まえて、グローバルなグループ経営の観点から実効性のあるリスクガバナンスとそれに関連する企業開示のあり方等に関して論じる。

<講演録>

With/After コロナにおける保険事業—加速するDigital transformation (DX)—

日本損害保険代理業協会アドバイザー 栗山泰史氏

「with/after コロナ」において、もっとも重要なキーワードはデジタルトランスフォーメーション(DX)である。DXの名の下に、コロナ禍の前から保険業界でも様々な動きが生じていた。DXという大きな変革が進む中で、コロナ禍によって注目されることになったのが、テレワークの進展と非対面募集の本格化である。これらを進めていくうえで何に留意すべきか、保険事業の課題を論じる。

<損害保険判例研究>

「損害保険判例研究会」判例報告

既存障害の控除と素因減額の同時適用および人身傷害保険金の代位における費目拘束の可否

仙台高裁平成29年11月24日判決

平成28年(ネ)第47号損害賠償、求償金請求控訴事件 平成28年(ネ)第190号同付帯控訴事件

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 鈴木英行氏

<研究所事業紹介>

2020年度上期 調査報告書

気候変動によって強化化する自然災害に対する諸外国の保険会社等の取組について

以上

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 sonpo-kenkyu@sonposoken.or.jp

『損害保険研究』新規購読申込み

<https://www.sonposoken.or.jp/portal/publications/magazine.html>

※本号のご購入や新規定期購読をお申し込みいただいた場合、テレワーク実施中のため、発送には1週間から10日程度、お時間を頂戴します。

ご了承いただきたくお願い申し上げます。